

令和5年度那覇市立こども園の給食における異物混入について

1、異物の分類（那覇市立こども園の給食における異物混入対応マニュアルにおける分類）

異物の分類		具体的な物質	
危険異物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	ガラス片、金属片、針、鋭利なプラスチック片、薬品類等
	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、ネズミの糞、異常な変色や異味異臭・カビ等
（非危険異物）	分類Ⅲ	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、繊維、ビニール片、植物の皮や殻、魚等の骨、衛生害虫以外の虫等

2、危険異物の混入について（学期ごとの報告）

学期	件数	異物の種類と状況	要因	喫食状況	健康被害	対応・再発防止策等
2学期	0	—	—	—	—	—

3、非危険異物の混入について（年1回の報告）

年度	件数	異物の種類と状況	要因	喫食状況	健康被害	対応・再発防止策等
令和5年度	2	毛髪・繊維 （園児、職員の給食に混入）	調理場及び配缶中、配膳中における混入	①：2件	無	・衣服のローラー掛けの徹底、身だしなみのチェックの強化の指導を行った。 ・配缶時、配膳時において、目視点検の徹底を行い、異物の発見に努めるよう指導を行った。
	1	ビニール片（食品のパッケージ） （職員の給食に混入）	調理場の調理工程における混入	①：1件	無	・使用する調理用具、外包装材等の使用前、使用後の確認の徹底を求めた。 ・配缶時、配膳時において、目視点検の徹底を行い、異物の発見に努めるよう指導を行った。
	7	植物由来のもの（魚の骨、植物の皮や殻等） （園児、職員の給食に混入）	納品業者の製造工程における混入	②：7件	無	・納品業者に対し、商品の衛生、安全管理の徹底を要求した。 ・調理時、配缶時、配膳時において、目視点検の徹底を行い、異物の発見に努めるよう求めた。
	1	衛生害虫以外の虫 （園児、職員の給食に混入）	調理場の調理工程における混入あるいは教室内で、配膳中に混入	①：1件	無	・調理員へマニュアルに基づく調理工程の徹底と再発防止に向けた指導を実施した。 ・検取時、配缶時、配膳時において、目視点検の徹底及び教室内の環境を整え、異物の発見に努めるよう求めた。
合計	11件			①：4件 ②：7件		

※喫食状況：①口にしていない ②口にしたが飲み込んでいない ③口にして飲み込んだ

